

【抜粋版】

★食品表示法に基づく企業の自主回収届出って結構ある！

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.72 2025年1月28日★

===== キャリアアップコーナー

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。
今月は「食品表示法」について確認していきましょう。

【食品表示法】

食品表示法は過去の、食品衛生法・JAS 法(日本農林規格法)・健康増進法の 3 法の表示ルールを統合したもので、2015 年に施行され、食品表示の中心となっています。

同法では、販売用の食品について食品表示基準を守ることを義務づけています。食品表示基準とは、「どの食品に何をどのように表示すべきかを具体的に定めるもの」で、内閣府令となっています。

- 食品の製造、加工、輸入、販売をする者は、食品表示法に違反したら、行政処分として消費者庁長官などから指示、措置命令、回収命令、業務停止命令を受けます。
- 何人も、食品の表示が適正でないと認めるときは、行政機関に申し出て適切な措置を求めることができます。
- 違反の有無を調査するため、消費者庁、農林水産省の地方農政局、都道府県、保健所を設置している市の職員は立入検査や質問ができ、報告や物件提出を求めるることができます。
- 適格消費者団体は食品表示基準の一部の事項について著しく事実に相違する表示をした事業者に対し差止請求ができます。
- リコールを行う場合には行政への届出が義務づけられています。

食品の製造、加工、輸入、販売をする者が、食品の表示が食品表示基準に違反していることに気づいた場合は、遅滞なく消費者庁長官に対し、回収に着手したこと及び回収の状況などを届け出なければなりません。また、消費者庁長官は届出のあった旨を公表します。

・食品表示リコール情報及び違反情報サイト(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/

2021 年より、食品表示リコール情報サイト(食品衛生申請等システム)の運用が開始されています。

・食品表示法に基づく自主回収の届出状況(消費者庁)

food_labeling_cms203_241010_01.pdf

運用開始令和 3 年 6 月 1 日～令和 6 年 9 月末時点での食品表示法違反に関する件数や理由などが掲載されています。

・指示・命令の最近の状況(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/information

国及び都道府県等ホームページにおける食品表示法違反の公表情報を閲覧することができます。

※参考 CAP 改訂 4 版テキスト P119~120「食品表示法」

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆特定商取引法違反でフリマ販売サポート 2 社に業務の一部 3 か月間停止命令 (消費者庁 1/23)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040837/>

書面を交わさずに契約したり、契約解除の申出に対してクーリングオフができないかのようなウソの説明を行ったとして、電話勧誘販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。子育て世代の女性を中心に戸別が広がっていました。

◆「民間の食品寄附関係者向け」及び「消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰り」に関するガイドラインを取りまとめ公表しました (消費者庁 12/25)

・食品寄附ガイドライン ~食品寄附の信頼性向上に向けて~

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_02.pdf

・食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_04.pdf

◆食事にひそむキケン～おいしく安全に食べるヒント (厚生労働省広報誌 2024 年 10 月号)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202410_007.html

ノロウイルスによる食中毒は年間を通して起きていますが、発生時期別に見ると 11~3 月が多く、冬は特に注意が必要です。予防方法などを確認しておきましょう。

◆消費者問題に関する 2024 年の 10 大項目(国民生活センター 12/11)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241211_2.html

消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、2024 年の「消費者問題に関する 10 大項目」を選定し公表しています。

本資料はお客様対応専門員(CAP)資格登録者向けに月一度配信しているメールマガジンの一部です。本資料からの無断転載はご遠慮くださいますようお願いいたします。

作成：一般財団法人日本産業協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3F TEL03-3256-7731